

# 様式 A - 1

## 申請等に対する処分一覧表

(平成9年4月1日作成)

[所管：教育委員会事務局学び育ち支援課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例	3	放課後子どもクラブ会費の減免	A	A
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	放課後こどもクラブ会費の減免
根拠法令及び条項	豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例第 3 条
所管部課（室）係名	教育委員会事務局学び育ち支援課
審査基準	関係条項
	<p>豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則第 2 条各項、同第 3 条各項</p> <p>豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例 第 3 条 教育委員会は、放課後こどもクラブに入会している児童の属する世帯の所得状況その他特別な事由があると認めるときは、当該保護者が納付すべき会費を減免することができる。</p> <p>豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則 第 2 条 条例第 3 条の規定に基づく会費の減免は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による支援給付を受ける世帯並びに前年度分の市民税非課税世帯 免除</p> <p>(2) 前号に掲げる世帯を除き、前年度分の市民税均等割額のみ課税世帯 会費の額の 5 割減額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、条例第 3 条の規定に基づき、児童の疾病、負傷その他保護者の責めによらない事由により、当該児童がその月の放課後こどもクラブ開設日数(土曜日開設事業の利用承認を受けていない場合にあつては、土曜日の放課後こどもクラブ開設日数を除く。)の半数以上、引き続き出席できなかったときは、当該月分の会費の額(前項第 2 号の規定により減額を受けた者については、当該減額後の額)の 5 割を減額する。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保護者の死亡、失業若しくは廃業、不慮の事故又は災害等により会費を納入することが困難であり、特に必要があると認めるときは、会費を減免することができる。</p> <p>第 3 条 前条の規定により会費の減免を受けようとする保護者は、課税証明書その他減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して放課後こどもクラブ会費減免申請書(以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による減免申請書の提出は、前条第 1 項の規定による</p>

		<p>減免については毎年4月10日までに(年度の途中に入会した場合にあっては当該入会后速やかに), 同条第2項又は第3項の規定による減免については当該事由が生じた都度速やかに行わなければならない。ただし, 教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは, この限りでない。</p> <p>3 教育委員会は, 第1項の規定による減免申請書の提出があったときは, その可否を決定し, その旨を保護者に通知する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数20日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 (なし) 処分期間 20日 (教育委員会事務局学び育ち支援課)
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
	備考	入会承認を行う前に申請があった場合の標準処理期間は、教育長が入会承認通知書を発出した日を起算日とする。